

# 第100期 中間決算公告

平成19年12月20日

青森市橋本一丁目9番30号

株式会社 **青森銀行**

取締役頭取 加福善貞

## 中間貸借対照表 (平成19年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	37,629	預 金	1,927,350
コールローン	145,000	譲渡性預金	74,050
買入金銭債権	1	コールマネー	7,618
商品有価証券	975	債券貸借取引受入担保金	2,919
有価証券	620,493	借 用 金	9,500
貸出金	1,306,280	外国為替	20
外国為替	1,345	社 債	20,000
その他資産	9,183	その他負債	5,350
有形固定資産	24,919	賞与引当金	701
無形固定資産	1,989	役員賞与引当金	16
繰延税金資産	8,003	退職給付引当金	449
支払承諾見返	26,485	役員退職慰労引当金	588
貸倒引当金	△ 17,158	睡眠預金払戻損失引当金	502
		再評価に係る繰延税金負債	2,841
		支 払 承 諾	26,485
		<b>負債の部合計</b>	<b>2,078,393</b>
		(純資産の部)	
		資 本 金	15,221
		資 本 剰 余 金	8,575
		資 本 準 備 金	8,575
		利 益 剰 余 金	54,450
		利 益 準 備 金	5,934
		その他利益剰余金	48,516
		別 途 積 立 金	44,700
		繰越利益剰余金	3,816
		自 己 株 式	△ 393
		<b>株 主 資 本 合 計</b>	<b>77,853</b>
		その他有価証券評価差額金	6,545
		繰延ヘッジ損益	△ 3
		土地再評価差額金	2,360
		<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>8,901</b>
		<b>純資産の部合計</b>	<b>86,754</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>2,165,148</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>2,165,148</b>

## 中間貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社及び子法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3 年～60 年
動 産	2 年～20 年

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
7. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 15,421 百万円であります。

9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
10. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理

なお、会計基準変更時差異については、10 年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に 12 分の 6 を乗じた額を計上しております。

12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
13. 従来、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、支出時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第 42 号平成 19 年 4 月 13 日）が適用されることに伴い、当中間期から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上する方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は0百万円、特別損失は502百万円それぞれ増加し、経常利益は0百万円、税引前中間純利益は502百万円それぞれ減少しております。

14. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
16. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
17. 消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
18. 関係会社の株式総額 59百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 30,565百万円
20. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,394百万円
21. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,763百万円、延滞債権額は55,053百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
22. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は8百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,393百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
24. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は71,219百万円であります。  
なお、21.から24.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
25. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、15,692百万円であります。
26. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11,032百万円であります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 58,146 百万円

担保資産に対応する債務

預金 4,826 百万円

債券貸借取引受入担保金 2,919 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券 71,824 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 68 百万円、保証金は 136 百万円であります。

28. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 13 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法（平成 3 年法律第 69 号）第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

29. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

30. 社債は、劣後特約付社債であります。

31. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 6,080 百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ 6,570 百万円減少します。

32. 1 株当たりの純資産額 493 円 48 銭

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「商品有価証券」が含まれております。34. についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
社債	9,045	9,033	11
その他	28,682	28,585	97
外国証券	1,221	1,221	0
その他	27,460	27,364	96
合計	37,727	37,619	108

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	36,644	50,542	13,898
債券	435,737	433,534	2,203
国債	178,484	176,725	1,759
地方債	105,666	105,688	21
社債	151,586	151,120	466
その他	91,164	90,510	653
外国証券	67,700	66,436	1,264
その他	23,463	24,074	610
合計	563,546	574,587	11,041

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 4,496 百万円を差し引いた額 6,545 百万円を、「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

34. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	6,080
子会社・子法人等株式	
子会社・子法人等株式	59
その他有価証券	
非上場株式	1,700
非上場外国株式	1
その他	337

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 391,512 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 389,264 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	11,536 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	183
減価償却損金算入限度額超過額	435
賞与引当金損金算入限度額超過額	286
有価証券償却	318
未払事業税	112
その他	<u>850</u>
繰延税金資産小計	13,722
評価性引当額	<u>1,223</u>
繰延税金資産合計	12,499
繰延税金負債	
<sub>    </sub> 其他有価証券評価差額金	<u>4,496</u>
繰延税金負債合計	4,496
繰延税金資産の純額	<u>8,003</u> 百万円

37. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

38. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率12.85%(国内基準)

# 中間損益計算書 〔平成19年4月1日から 平成19年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経 常 収 益		24,937
資 金 運 用 収 益	20,715	
(うち貸出金利息)	( 14,630 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 4,423 )	
役 務 取 引 等 収 益	2,976	
そ の 他 業 務 収 益	299	
そ の 他 経 常 収 益	945	
経 常 費 用		21,252
資 金 調 達 費 用	4,249	
(うち預金利息)	( 2,274 )	
役 務 取 引 等 費 用	1,249	
そ の 他 業 務 費 用	710	
営 業 経 費	14,383	
そ の 他 経 常 費 用	659	
経 常 利 益		3,685
特 別 利 益		0
特 別 損 失		608
税 引 前 中 間 純 利 益		3,077
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,382
法 人 税 等 調 整 額		234
中 間 純 利 益		1,928

## 中間損益計算書の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 10円97銭
3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額295百万円、株式等償却15百万円を含んでおりません。
4. 当行は、減損損失の算定にあたり、営業用店舗については営業店単位（連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）を基礎とする管理会計上の区分で、その他遊休施設等については、各々独立した単位でグルーピングを行っております。また、本部、事務センター、青森県内の社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。  
その結果、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額51百万円（土地27百万円、建物23百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。  
なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日改正）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。
5. 「特別損失」には、睡眠預金払戻損失引当金繰入額のうち過年度分相当額502百万円を含んでおります。

## 中間連結計算書類の作成方針

### 1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 9社

青銀甲田株式会社  
青銀ビジネスサービス株式会社  
青銀不動産調査株式会社  
青銀スタッフサービス株式会社  
あおぎんディーシーカード株式会社  
あおぎんリース株式会社  
あおぎんコンピュータサービス株式会社  
あおぎんクレジットカード株式会社  
あおぎん信用保証株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

### 2．持分法の適用に関する事項

該当ありません。

### 3．連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 9社

# 第100期 中間決算公告

平成19年12月20日

青森市橋本一丁目9番30号

株式会社 **青森銀行**

取締役頭取 加福善貞

## 中間連結貸借対照表 (平成19年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	39,339	預 金	1,920,940
コールローン及び買入手形	145,000	譲渡性預金	74,050
買入金銭債権	1	コールマネー及び売渡手形	7,618
商品有価証券	975	債券貸借取引受入担保金	2,919
有価証券	620,654	借入金	26,344
貸出金	1,292,263	外国為替	20
外国為替	1,345	社債	20,000
その他資産	29,430	その他負債	15,702
有形固定資産	44,316	賞与引当金	761
無形固定資産	4,798	役員賞与引当金	26
繰延税金資産	9,177	退職給付引当金	514
支払承諾見返	26,485	役員退職慰労引当金	620
貸倒引当金	△ 21,174	睡眠預金払戻損失引当金	502
		再評価に係る繰延税金負債	2,841
		支払承諾	26,485
		<b>負債の部合計</b>	<b>2,099,347</b>
		(純資産の部)	
		資本金	15,221
		資本剰余金	8,575
		利益剰余金	55,691
		自己株式	△ 393
		<b>株主資本合計</b>	<b>79,094</b>
		その他有価証券評価差額金	6,546
		繰延ヘッジ損益	△ 3
		土地再評価差額金	2,360
		<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>8,902</b>
		少数株主持分	5,269
		<b>純資産の部合計</b>	<b>93,266</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>2,192,614</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>2,192,614</b>

## 中間連結貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～60年
動産	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。  
連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。
- 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,421百万円であります。  
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理
----------	--

なお、会計基準変更時差異については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
13. 従来、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、支出時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第 42 号平成 19 年 4 月 13 日)が適用されることに伴い、当中間連結会計期間から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上する方法に変更しております。
- これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は 0 百万円、特別損失は 502 百万円それぞれ増加し、経常利益は 0 百万円、税金等調整前中間純利益は 502 百万円それぞれ減少しております。
14. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
16. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
17. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
18. 有形固定資産の減価償却累計額 57,200 百万円
19. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,394 百万円
20. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,847 百万円、延滞債権額は 56,355 百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
21. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 8 百万円であります。
- なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 13,705 百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
23. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 73,916 百万円であります。
- なお、20. から 23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
24. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、15,692 百万円であります。

25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 11,032 百万円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	58,146 百万円
その他資産	4,174 百万円

担保資産に対応する債務

預金	4,826 百万円
債券貸借取引受入担保金	2,919 百万円
借入金	3,581 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券 71,824 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 68 百万円、保証金は 182 百万円であります。

27. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 13 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める地価税法(平成 3 年法律第 69 号)第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

28. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 9,500 百万円が含まれております。

29. 社債は、劣後特約付社債であります。

30. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する保証債務の額は 6,080 百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日)により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ 6,570 百万円減少します。

31. 1 株当たりの純資産額 500 円 55 銭

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「商品有価証券」が含まれております。33. ついても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	0	0	0
社債	9,045	9,033	11
その他	28,682	28,585	97
外国証券	1,221	1,221	0
その他	27,460	27,364	96
合計	37,727	37,619	108

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	36,690	50,627	13,937
債券	435,737	433,534	2,203
国債	178,484	176,725	1,759
地方債	105,666	105,688	21
社債	151,586	151,120	466
その他	91,164	90,510	653
外国証券	67,700	66,436	1,264
その他	23,463	24,074	610
合計	563,592	574,672	11,080

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 4,512 百万円を差し引いた額 6,567 百万円のうち少数株主持分相当額 20 百万円を控除した額を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

33. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	6,080
その他有価証券	
社債	100
非上場株式	1,735
非上場外国株式	1
その他	338

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 429,339 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 427,092 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 4 日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

36. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率 13.07%(国内基準)

## 中間連結損益計算書

〔平成19年4月1日から  
平成19年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	32,155
資金運用収益	20,773
(うち貸出金利息)	( 14,687 )
(うち有価証券利息配当金)	( 4,424 )
役務取引等収益	2,939
その他業務収益	299
その他経常収益	8,142
経常費用	28,251
資金調達費用	4,410
(うち預金利息)	( 2,271 )
役務取引等費用	1,033
その他業務費用	710
営業経費	13,130
その他経常費用	8,966
経常利益	3,903
特別利益	15
特別損失	608
税金等調整前中間純利益	3,310
法人税、住民税及び事業税	1,433
法人税等調整額	153
少数株主利益	54
中間純利益	1,975

### 中間連結損益計算書の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 11円23銭  
 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
3. 「その他経常費用」には、貸出金償却98百万円、貸倒引当金繰入額515百万円及び株式等償却15百万円を含んでおります。
4. 当行は、減損損失の算定にあたり、営業用店舗については営業店単位（連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）を基礎とする管理会計上の区分で、その他遊休施設等については、各々独立した単位でグルーピングを行っております。また、本部、事務センター、青森県内の社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。  
 その結果、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額51百万円（土地27百万円、建物23百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。  
 なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日改正）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。
5. 「特別損失」には、睡眠預金払戻損失引当金繰入額のうち過年度分相当額502百万円を含んでおります。